

## 八丈町給水条例の一部を改正する条例

八丈町給水条例（平成10年八丈町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項を次のように改める。

料金は、装置料金と水量料金との合計額に消費税及び地方消費税法（以下「消費税法」という。）で定める消費税率を乗じた額（以下「消費税相当額」という。）を加算した額（この金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

第29条を次のように改める。

（特別な場合における料金の算定）

第29条 月の中途において水道の使用を開始し、又は中止したときは、その料金は1カ月分として算定する。

2 水道の使用の休止、又は廃止の届出がないときは、これを使用しない場合でも、料金を徴収する。

3 水道の使用の休止期間は、最長3年間とする。引き続き水道の使用を休止しようとする者は、管理者に届け出なければならない。

4 水道料金納付後その料金が増減したときは、次回徴収の水道料で増減することができる。

5 第19条第2項第1号及び第2号の規定による届けをしないうで給水装置を使用した者は、前使用者に引き続いてこれを使用したものとみなす。

第31条を次のように改める。

（料金の徴収方法）

第31条 料金は、納入通知書又は口座振替により、第27条の規定により算定した月分を翌月徴収する。ただし、管理者は必要があると認めるときは、2カ月分をまとめて徴収することができる。

第32条第1項を次のように改める。

水道料金、その他納付すべき金額を納期限までに納付しないときは、管理者は、期限を指定して督促状を発しなければならない。

第34条を次のように改める。

（手数料）

第34条 管理者は、次の手数料を申込者から徴収する。

- (1) 給水装置工事事業者指定手数料 1件につき 10,000円
- (2) 設計審査及び指定給水装置工事事業者に関する申請等のための  
確認手数料 実費相当額

- (3) 公簿、公文書に基づく証明その他管理者が定める場合の手数料  
1件につき 300円
  - (4) 配水管に係る図面等の写しの交付手数料 1枚につき 40円
  - (5) 給水停止措置に係る開栓をするときの手数料 1件につき 1,000円
  - (6) 閉栓（休止）手数料 1件につき 2,000円
- 2 前項の場合において、消費税法の規定を課す部分があるときは、消費税相当額を加えた額とする。
- 3 前項に規定する手数料は、前納とする。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。
- 4 第1項に規定する手数料は、特別の理由がない限り還付しない。
- 第35条第2項を次のように改める。
- 2 管理者は、水道使用者が、次の各号のいずれかに該当する者であつて、その者から申請があつたときは、その者の装置料金と1カ月あたり使用水量20立方メートルまでの水量料金との合計額に消費税相当額を加えた額を免除することができる。
- 第39条を次のように改める。
- （給水装置の切り離し）
- 第39条 管理者は、次の各号の1に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。
- (1) 給水装置所有者が90日以上所在不明で、かつ、給水装置の使用者がいないとき。
  - (2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたとき。
  - (3) 管理者が使用廃止の状態にあると認めた給水装置について、水道使用者等が30日を過ぎても撤去を請求しないとき。
  - (4) 水道使用の休止期間3年を過ぎ、引き続き水道の使用を休止しようとする者が管理者に届け出ない場合で、水道の管理上必要があると認めたとき。
- 2 水道使用者等は、給水装置の使用を廃止したときは、30日以内に給水装置の撤去を請求しなければならない。
- 3 第1項の撤去又は切断に要する費用は、水道使用者等の負担とする。
- 4 第1項又は第2項の規定により給水装置を撤去し、又は切断したときは、配水管から止水栓に至る部分は、町の所有となる。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。